

8 平成14年4月30日申請（平成14年（争）第7号～第8号）（役務提供のための設備の運用）

（1）経過

平成14年	
4月30日	A社から、あっせんの申請（平成14年（争）第7号（以下「第7号」という。）及び同第8号（以下「第8号」という。）。（⇒（2）） 委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第7号）。 委員会から、C社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第8号）。
5月 2日	あっせん委員（富沢委員、瀬崎特別委員及び藤本特別委員）の指名（第7号及び第8号）。
10日	B社から、答弁書の提出（第7号）。（⇒（3）ア） C社から、答弁書の提出（第8号）。（⇒（3）イ） 各当事者から意見の聴取（第7号及び第8号併合）。 A社とB社の間で解決のための合意が成立（第7号）。（⇒（4）ア） A社とC社の間で解決のための合意が成立（第8号）。（⇒（4）イ） あっせん終了。

（2）申請における主な主張（第7号及び第8号）

ア 申請の内容

A社の上位プロバイダ変更に伴い、その変更後もA社の利用者がB社及びC社のネットワークサービスを経由してA社のサービスを継続利用できるようにするためにB社及びC社の設備においてIPアドレスの設定を変更する工事が必要であるので、B社（第7号関係）及びC社（第8号関係）においてこれを早急に行ってもらいたい（5月18日を要望）。

イ 協議不調の理由及び協議の経過

上記設備の工事を4月22日に先方に打診したところ、4月23日に回答があり、工事には20営業日を要するため早期実施はできないとのこと

であった。本件についての申込は4月25日に行い、再度早期化を依頼したが、6月3日までできないとの回答であった。

(3) 答弁書における主な主張

ア 第7号

A社のIPアドレス変更工事を要望の5月18日に実施することは、通常は実施困難だが、労働力の集約等の措置により、6月3日を5月24日に前倒しして実施する。

イ 第8号

A社のIPアドレス変更工事を要望の5月18日に実施することは困難だが、作業実施時間帯等を含めてこの時期の工事スケジュールを再度調整し、6月3日を前倒しして5月24日に実施する。

(4) 合意事項

ア 第7号

1. B社は、A社が要望するIPアドレス変更の工事を遅くとも5月24日までに行う。
2. 5月18日から24日までの間、A社のサービスを利用するC社の利用者がC社のネットワーク経由でインターネット接続を継続利用できるよう、A社及びB社は相互協力する。
3. 1.の工事が5月18日に行われなかったに伴う費用負担の変動に関しては、A社及びB社は別途協議する。

イ 第8号

1. C社は、A社が要望するIPアドレス変更の工事を遅くとも5月24日までに行う。
2. 5月18日から24日までの間、A社のサービスを利用するC社の利用者がC社のネットワーク経由でインターネット接続を継続利用できるよう、A社及びC社は相互協力する。
3. 1.の工事が5月18日に行われなかったに伴う費用負担の変動に関しては、A社及びC社は別途協議する。